

消防基金規程第六号

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 荒 木 泰 臣

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程

消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程（平成十三年消防基金規程第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削る（「注意事項」を除く。）。

様式第一号の二中「印」を削る。

様式第二号中「印」を削る。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。